

27年9月議会

防犯カメラの効果拡大の手法について

質問

最後に、防犯カメラの効果拡大の手法についてでございます。

昨年度から2カ年でモデル事業を実施されている防犯カメラの設置事業ですが、今回はその効果の拡大について伺います。

大阪府警察安まちメールに登録しておりますと、不審者情報や性犯罪の情報が数多く入ってくることから、防犯カメラ設置に関しては、子供や女性を被害から守るために早急に対処すべき案件です。

そんな中、先日、防犯防災総合展に伺った際に、防犯設備士による講義を受講してまいりました。防犯カメラの設置と一言で言っても設置箇所や台数、撮影範囲、角度、画角、夜間の撮影における調整など、事件解決に向けて有効な映像を撮影するためには留意すべき点が多くございます。

せっかく設置したにもかかわらず、映像が捜査に活用できないとなることは避けねばなりません。税金を投入して設置するのであれば、最大限効果を発揮するために、例えば防犯設備士による防犯診断やカメラの性能及び設置・運用基準などを参考に、今後設置する自治会等に、適切な助言をする必要があると考えます。

また、先行自治体では防犯カメラの運用等に関するガイドラインを作成し、プライバシーの保護や管理責任の明確化など、防犯カメラの設置を検討する市民にとって、わかりやすい情報提供を行っているところもございます。

犯罪防止や事件の解決に有効であり、今後、全市に拡大されることを要望いたしますが、それに先立ち設置効果がより有効になるような手だてを打つべきだと考えますが、現状と今後の方針について、担当部局の考えをお聞かせください。

羽間紀雄危機管理監

防犯カメラの設置に際して、犯罪の抑止力や住民の安心感の向上を図るため、防犯カメラの設置を示す看板の設置箇所の工夫などについて、警察署からの助言を得て、地域での調査、検討を行い、設置場所を決定していただいております。

防犯カメラの機種選定や撮影範囲、角度などについては、専門業者からの技術的な助言を受けるとともに、プライバシーへの配慮を前提として、撮影範囲の住民の方々等の理解を得る中で進めていただいているところでございます。

設置後の管理運用につきましては、市が管理運用規程の原案をお示しし、地域での管理運用形態に即して作成され、これに沿って運用していただいているところでございます。

今後、防犯協議会等とも御相談をする中で、防犯設備士など専門的知見をお持ちの方々からの講座等が開催できないかどうか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

意見

答弁いただいた中では、市が主体となって防犯カメラを設置する場合にはこれが該当すると思うんですけども、今現在、自治会が設置して、それに補助金を出すという状況の中で、自治会が契約主体となっているように感じるので、その自治会がしっかりとさまざまな専門的知識を活用できるような環境を整えることこそが大事だと考えております。

担当者とお話しさせていただく中で、防犯カメラの設置箇所や性能について問題意識はお持ちのようなんですけども、解決策をまだ見出せていないように感じますので、今後もさまざまな提案をしてみたいと思いますので、積極的な姿勢で事業実施していただくことを要望いたしまして質問を終わります。